



第13回 連結会計の目的 (何故、企業集団の会計が必要か)

会計と経営のブラッシュアップ
平成24年9月24日
山内公認会計士事務所

本レジュメは、企業会計基準及び次の各書を参考にさせていただいて作成した。(財務会計論ⅠⅡ 佐藤信彦著 H23年4月中央経済社発行)(ゼミナール現代会計入門第9版 伊藤邦雄著 H24.3 日本経済新聞社発行)(三式簿記の研究 井尻雄土著 S59 中央経済社発行)

連結会計とは何か?

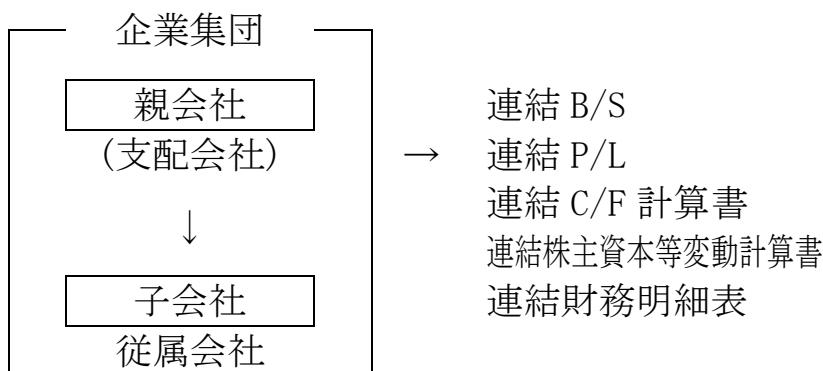
支配従属関係にある2以上のグループ企業
企業集団は単一の組織体と同じと見る。
企業集団の会計である。

I 連結財務諸表

1. 連結財務諸表の目的

企業集団とは 支配従属関係にある法人格の異なる2以上の企業からなる経済的実態である。これを**単一の組織体**とみなして、親会社が**企業集団の経済活動**(財政状態、経営成績及びC/Fの状況)を総合的に開示するものである。

グループ外から見れば、グループ内の取引は単なる内部取引、製品等の移動にすぎず、これらを相殺する必要がある。



その効果は、

- ①親会社の株主は、子会社を含めた企業集団で**全体を把握**できるので適切な投資判断等の意思決定ができる。(投資情報)
- ②会社相互間の取引と残高が相殺消去されるので、企業集団の**財務の実態**を把握できる。(実態把握)
- ③**企業グループ経営**のための適切な意思決定が行える。(経営管理)

個別財務諸表から連結財務諸表が作成される概念図

<貸借対照表>

親会社 P 社 貸借対照表		子会社 S 社 貸借対照表	
流動資産 100	流動負債 180	流動資産 80	流動負債 買掛金 80 (P社に対するもの)
売掛金 80 (S社に対するもの)	固定負債	固定資産 100	固定負債
固定資産 S社株式 100	純資産 300	純資産 資本金 50 剰余金 50	
200			

合算貸借対照表

流動資産 100	流動負債 180
売掛金 80 (S社に対するもの)	買掛金 80 (P社に対するもの)
80	
固定資産 200	固定負債
S社株式 100	純資産 300 資本金 50 剰余金 50
100	

流動資産 P社分 100	流動負債 P社分 180
S社分 80	S社分 0
固定資産 P社分 200	固定負債 P社分 0
S社分 100	S社分 0
純資産 P社分 300	

連結上の消去仕訳

買掛金 (P社に対するもの) 80 / 売掛け金 (S社に対するもの) 80
資本金 50 / S社株式 100
剰余金 50

<損益計算書>

親会社 P 社 損益計算書		子会社 S 社 損益計算書	
収益 2,000	費用 2,000	収益 1,000	費用 300
売上高 500 (S社に対するもの)		仕入高 500 (P社からのもの)	
利益 500		利益 200	

合算損益計算書

収益 2,000	費用 2,000	収益 P社分 2,000	費用 P社分 2,000
売上高 500 (S社に対するもの)	仕入高 500 (P社からのもの)	S社分 1,000	S社分 300
1,000	500		
	200		

連結上の消去仕訳

売上原価 (P社からの仕入高) 500 / 売上高 (S社に対するもの) 500
--

2. 連結会計制度とグループ経営

(1) 多角化、国際化とグループ経営

- ・昭和39年～40年(1964～1965)にかけて**親会社の粉飾決算**(子会社利用による)を背景とする上場企業の連鎖的倒産があった。(正確な会計報告)
- ・昭和52年(1977)4月に開始する事業年度より連結財務諸表の開示が要求された。(個別財務諸表の**附属書類**として)
- ・**経済のグローバル化の波**に乗って企業の国際化・多角化とともに、証券市場も国際化し、海外投資家の参入が増加した。(経営環境の変化)
会社経営者も財務諸表の利用者も、個別財務諸表だけでは、**経営実態を把握**し適切な意思決定を行うことが難しくなった。(経営実態の把握)
- ・会計ビッグバン(日本の会計の世界レベルへの修正)
- ・平成9年(1997)6月6日「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」が公表、個別決算中心主義から、**連結決算中心主義**に移行することになった。
- ・日本企業も**グループ連結経営**への取組み。
- ・平成11年(1999)の商法改正による株式交換、株式移転、平成18年(2006)の**会社法改正**などによりグループ化が容易になり、**グループ連結経営**及び業績の重要性が高まるなかで多くの企業でグループ組織の再編が進展した。

(2) 連結会計の目的と範囲

連結財務諸表とは、**支配従属関係**にある2つ以上の会社からなる**企業集団を单一の組織体**とみなして、**親会社**がその子会社を含めた、企業集団の財政状態および経営成績を総合的に報告するために作成するものである。つまり親会社の投資情報として作成される。

連結の範囲の決定には、持株比率基準と支配力基準の2つの考え方があるが、親会社が他の会社に対する実質的な支配力をベースに連結の範囲を決定する**支配力基準**がとられている。**実質的な支配力**とは、他の会社の経営の人事や営業方針、財務方針を指示できる親会社の力のことである。

(3) 企業グループの財政状態と経営成績を明らかにするために連結する

- | | | |
|---------|---|-------------------------|
| ①資本連結 | — | 親会社の投資勘定と子会社の株主資本とを相殺消去 |
| ②債権債務連結 | — | 相殺消去 |
| ③収益連結 | — | 連結会社相互間の売上、仕入等の相殺消去 |
| ④損益連結 | — | 未実現利益の相殺消去 |

(4) 連結原則

- ①真実性の原則 ②基準性の原則 ③明瞭性の原則 ④継続性の原則

3. 持分法とは

(1) 持分法とは部分連結である。

投資会社が関連会社（非連結子会社及び関連会社）の純資産及び損益のうち、投資会社に帰属する部分の変動に応じて、その投資の額を連結決算日ごとに修正して計算する方法である。

(2) 関連会社

企業が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の企業の財務および営業等の方針に対して重要な影響を与えることができる会社をいう。

- ①他の企業の議決権の 20%以上を自己の計算において所有している場合
- ②議決権の 15%以上を所有しているとともに、併せて、役員、資金、技術、取引等により重要な影響力を与えることができる場合
- ③他社を通じて間接的に議決権の 20%以上を保有し、かつ実質的に影響力を行使している場合

(3) 会計処理

- ①関連会社の株式(純資産 100,000 千円)への投資は**当初は原価で計上する。**
(A 社株式の 30%を 30,000 千円で取得する)

千円					
投資有価証券	30,000	/	現金預金	30,000	(30%部分)
(投資残高は 30,000 千円)					

- ②株式取得後にその関連会社が**利益をあげれば**、その利益に対する持分だけ投資有価証券を増額させる。

(A 社は年間 50,000 千円の利益をあげる)					
投資有価証券	15,000	/	評価益	15,000	(30%部分)
(投資残高は 45,000 千円)					

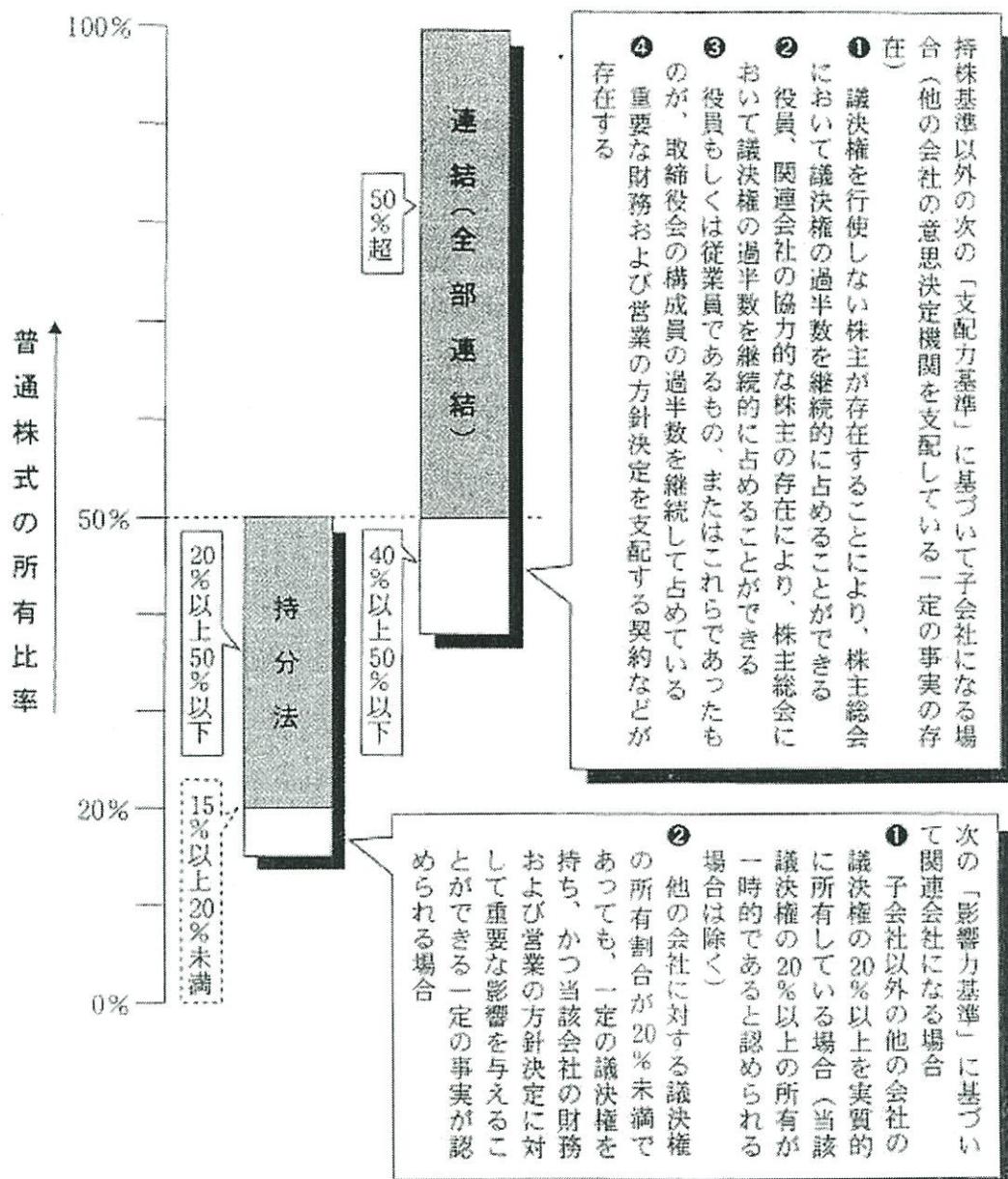
- ③配当を受取った場合は**配当額だけ投資を減額する。**

(A 社は 30,000 千円の配当を行う)					
受取配当金	9,000	/	投資有価証券	9,000	(30%部分)
(投資残高は 36,000 千円)					

(4) 持分法と連結

持分法は、関連会社に対する投資を、その**関連会社の純資産**と置きかえる。持分法は投資を純額で評価し、連結は投資を総額で評価することになる。

「支配力基準」と「影響力基準」の運用



4. 連結の範囲と会計処理方法の統一

(1) 連結の範囲

(2) 連結決算日

連結は一年とし、年1回一定の日を連結決算日とする。(2010.4.1)
中間決算日(2001.4.1)、四半期報告日(2008.4.1)

(3) 会計処理方法の統一

同一環境下で行われた同一の性質の取引について、親会社及び子会社が採用する会計処理の原則及び手続は統一する。

5. 連結貸借対照表

(1) 投資勘定と資本勘定の消去

資本金(子)	× × ×	/	子会社株式(親)	× × ×
剰余金(子)	× × ×			

(2) 投資差額勘定(のれん)が生じる場合

資本金(子)	× × ×	/	子会社株式(親)	× × ×
剰余金(子)	× × ×	/	(のれん(親))	× × ×)
のれん(親)	× × ×			

- ① 投資消去差額の原因分析(公正価値評価)
- ② 20年以内の効果の及ぶ期間にわたって規則的に償却

(3) 債権と債務の相殺消去

買掛金(子)	× × ×	/	売掛金(親)	× × ×
借入金(子)	× × ×	/	貸付金(親)	× × ×

(4) 税効果会計に伴う繰延税金資産

(5) 持分法の適用

6. 資本連結の手続

(1) 全面時価評価法

連結財務諸表に関する会計基準(2008.12)で、子会社資産、負債は少数株主持分に相当する部分も含めてすべて支配獲得時に時価(公正価値)評価するものと一本化された。

(2) 支配獲得時の資本連結

資本金	× × ×	/	子会社株式(親)	× × ×
利益剰余金	× × ×		少数株主持分	× × ×
評価差額(少)	× × ×			
のれん(親)	× × ×			
少数株主損益	× × ×	/	少数株主持分	× × ×
のれん償却	× × ×		のれん	× × ×

(3) 子会社株式の追加取得

少数株主持分	× × ×	/	親会社持分	× × ×
親会社持分	× × ×	/	投資	× × ×
のれん	× × ×			

(4) 子会社株式の一部売却

少数株主損益	× × ×	/	少数株主持分	× × ×
のれん償却	× × ×		のれん	× × ×

7. 連結損益計算書

(1) 連結会社間の取引高の相殺消去

(2) 未実現利益の消去

(3) のれんの償却

(4) 税効果会計の適用

(5) 少数株主損益の計上

8. セグメント情報の開示

(1) 連結決算と合算

(2) マネジメント・アプローチ

9. 中間、四半期、連結財務諸表

(1) 中間連結財務諸表と四半期連結財務諸表

(2) 実績主義と予測主義

10. 株式持ち合い

$$\text{議決権の所有割合} = \frac{\text{所有する議決権の数}}{\text{行使しうる議決権の総数}} \times 100\%$$

※自己株式と持ち合い株式(相互持ち合いによりお互いに 25%超の株式を保有している場合に限る)は(会社法 308 条、規則 67 条)、控除して連結の範囲を計算する

II 連結財務諸表に関する会計基準

(1) 設 定(平成 20 年 12 月 26 日 ASBJ)

連結財務諸表は、**支配従属関係**にある 2 つ以上の企業からなる集団(企業集団)を**単一の組織体**とみなして、親会社が当該企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を総合的に報告するために作成するものである。

(2) 親会社説

単一の支配下にある企業集団全体の資産・負債と収益・費用を連結財務諸表に表示するとともに、資本に関しては、連結財務諸表の延長線上に位置づけて、**親会社の株主の持分のみ**を反映させる考え方をいう。

(3) 経済的单一体説

企業集団は親会社と少数株主が**ともに支配**しているものであり、連結財務諸表は双方のために作成されるべきとする考え方である。**少数株主持分**は企業集団の内部者とされ、少数株主持分は計上されず資本に含まれ、**少数株主損益**は連結損益計算書上、税金等調整前当期純損益に含まれる。

(4) 親会社

他の企業の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(**意思決定機関**)を**支配している企業**をいい、子会社とは、当該他の企業をいう。

親会社及び子会社又は子会社が、他の企業の意思決定機関を支配している場合における当該他の企業もその親会社の子会社とみなす。

- ①他の企業の議決権の過半数を自己の計算において所有している企業
- ②他の企業の議決権の 40%以上を自己の計算において所有している企業であって、次のいずれかの要件に該当する企業
 - (イ)自己の議決権と自己と同一の議決権を行使すると認められる者等の議決権を合わせて、他の企業の議決権の過半数を占めること
 - (ロ)他の企業の意思決定に影響を与える者が、当該他の企業の意思決定機関の構成員の過半数を占めていること
 - (ハ)他の企業の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること
 - (ニ)他の企業の資金調達額の総額の過半について融資を行っていること
(自己と緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む)

- (ホ)その他、他の企業の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること
- ③自己の議決権(議決権を有しない場合を含む)と、緊密な関係があることにより自己と同一の議決権を行使すると認められる者等の議決権を含めて、他の企業の議決権の過半数を占めている企業であって、かつ、上記②(ロ)～(ニ)のいずれかの要件に該当する企業

(5) 非連結子会社

投資家の判断を誤らせないために、連結の範囲からはずす。

- ①支配が一時的と認められる会社 (判断)
- ②連結することで利害関係者の判断を著しく誤らせる恐れのある会社 (判断)
- ③インフレが著しく進んでいる国の会社 (判断)
- ④投資家の判断に影響を与えない重要性の低い会社 (コストベネフィット)

尚、IFRSでは、こうした連結除外の規定は設けられていない。

(6) 連結財務諸表作成における一般原則

(7) 連結の範囲

(8) 連結決算日

(9) 親会社及び子会社の会計処理の原則及び手続

(10) 連結貸借対照表の作成基準

(11) 子会社の資産及び負債の評価と評価差額

(12) 投資と資本の相殺消去

(13) 少数株主持分

(14) 子会社株式の追加取得及び一部売却

(15) 債権と債務の消去

(16) 連結損益計算書の作成基準

(17) 連結株主資本等変動計算書の作成

(18) 連結キャッシュ・フロー計算書の作成

(19) 連結財務諸表の注記事項

(公認会計士試験論文式財務諸表論 第5版 石井和人著から)
 (同書を読んで検討して下さい)

問題1 (102)

- 問1 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」によると、在外子会社の財務諸表が、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して作成されている場合には、当面の間、それらを連結決算手続上利用することができるが、その場合であっても、特定の項目については、連結決算手続上、当期純利益が適切に計上されるよう当該在外子会社の会計処理を修正しなければならないとされている。この特定の項目は、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠した会計処理が、我が国の会計基準に共通する考え方と乖離しているものをいうが、「我が国の会計基準に共通する考え方」を述べ、この特定の項目の一つである「のれんの償却」についてどのような修正を行うべきか述べなさい。
- 問2 連結財務諸表に関する会計基準によると、連結損益計算書における純損益計算の区分の中に、新たに少数株主損益調整前当期純利益を表示することとされている。連結基礎概念及び国際的な会計基準と関連させてその理由を述べなさい。

1. 我が国の会計基準に共通する考え方とは、連結財務諸表上当期利益が適切に計上されない恐れがある場合をいい、6項目についてはその場合には会計処理を修正する必要がある。
 ①のれんの償却、②退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、③研究開発費の支出時費用処理、④投資不動産の時価評価及び固定資産の再評価、⑤会計方針の変更に伴う財務諸表の遡及修正、⑥少数株主損益の会計処理がある。
 ①我が国の会計基準では、のれんは規則的に償却するものとされているが、IFRSおよび米国の会計基準においては、のれんは償却計算を行わず、最低年1回の減損テストを実施するとされている。のれんの償却の有無は、損益に及ぼす影響が大きいと考えられ、IFRS等の基準処理を我が国の会計基準に従った処理に修正することが求められる。
2. 我が国の会計基準は親会社説に基づき作成され、連結当期純利益は親会社の株主持分のみが示される。
 国際的な会計基準は、経済的単一説であるための連結当期純利益には少数株主持分も含まれる。
 両者の比較を明らかにするため新たに表示することとした。

問題2 (110)

- 問1 子会社の判定基準としての(1)持株基準の意義を述べ、あわせて、(2)持株基準の長所及び短所について説明しなさい。
- 問2 現行の制度会計においては、財務諸表等規則及び連結財務諸表規則の規定により、関連当事者との取引に関して注記しなければならないこととされている。関連当事者との取引の意義を述べた上で、関連当事者との取引はなぜ注記しなければならないのか、その理由を述べなさい。

〈基本問題〉

1. 連結財務諸表に関する会計基準に基づき、「他の企業の意思決定機関を支配している企業」とは、どのような企業をいうのか述べなさい。
2. 持分法に関する会計基準に基づき、「子会社以外の他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合」とは、どのような場合をいうのか述べなさい。
3. 持分法の適用範囲について述べなさい。

1. (1)持株基準とは直接・間接に議決権の過半数を所有しているかどうかにより子会社を判定する基準である。
(2)数量を基準ということでの客観性はあるが、持株比率を変動させ連結の範囲を恣意的に操作する余地がある。
2. 関連当事者との取引は、対価の有無にかかわらず、対等な立場で行われているとは限らず、会社と関連当事者との取引が財務諸表に与えている影響を財務諸表利用者が把握できるように、適切な情報を提供するために関連当事者との取引に関する注記が必要とされている。

取得初年度の連結B/S

第1年度 連結精算表

--> 移記
→ 移記] 仕訳ではない

(連結第0年度)

科 目	個別財務諸表			連結仕訳			連 借 対 照 表
	P社	S社	合計	開始仕訳 (a)	S社当期純 利益の配分 (g)	のれん の償却 (h)	
貸借対照表							
諸 資 産	67,310	8,300	75,610				75,610
S 社 へ の 投 資	5,190		5,190	(5,190)			150
の れ ん							150
資 产 合 計	72,500	8,300	80,800	(5,040)	0	0	75,760
諸 負 債	(35,000)	(2,000)	(37,000)				(37,000)
少 数 株 主 持 分			0	(1,260)			(1,260)
資 本 金	(6,000)	(1,000)	(7,000)		1,000		(6,000)
剩 余 金	(31,500)	(5,300)	(36,800)	→ 5,300			(31,500)
負債・純資産合計	(72,500)	(8,300)	(80,800)	5,040	0	0	(75,760)
損益計算書							
諸 収 益			0				0
諸 費 用			0				0
の れ ん 償 却							0
少 数 株 主 損 益							0
当 期 純 利 益	0	0	0		0	0	0
利 益 剰 余 金							
期 首 残 高	(31,500)	(5,300)	(36,800)	5,300			(31,500)
当 期 純 利 益			0		0	0	0
期 末 残 高	(31,500)	(5,300)	(36,800)	— 5,300	0	0	(31,500)

--> 移記
→ 移記] 仕訳ではない

--> 移記
→ 移記] 仕訳ではない

(連結第1年度)

科 目	個別財務諸表			連結仕訳			連 務 諸 表
	P社	S社	合計	開始仕訳 (a)	S社当期純 利益の配分 (g)	のれん の償却 (h)	
貸借対照表							
諸 資 産	92,310	20,300	112,610				112,610
S 社 へ の 投 資	5,190		5,190	(5,190)			120
の れ ん							(30)
資 产 合 計	97,500	20,300	117,800	(5,040)			112,730
諸 負 債	(35,000)	(12,000)	(47,000)				(47,000)
少 数 株 主 持 分			0	(1,260)		(400)	(1,660)
資 本 金	(6,000)	(1,000)	(7,000)		1,000		(6,000)
剩 余 金	(56,500)	(7,300)	(63,800)	→ 5,300	→ 400	→ 30	(58,070)
負債・純資産合計	(97,500)	(20,300)	(117,800)	5,040	0	30	(112,730)
損益計算書							
諸 収 益	(250,000)	(90,000)	(340,000)				(340,000)
諸 費 用	225,000	88,000	313,000				313,000
の れ ん 償 却							30
少 数 株 主 損 益						400	400
当 期 純 利 益	(25,000)	(2,000)	(27,000)			— 400	— 30
利 益 剰 余 金							(26,570)
期 首 残 高	(31,500)	(5,300)	(36,800)	5,300			(31,500)
当 期 純 利 益	(25,000)	(2,000)	(27,000)			→ 400	→ 30
期 末 残 高	(56,500)	(7,300)	(63,800)	— 5,300	— 400	— 30	(58,070)

(1) 第0年度P社のB/S

諸 資 産 72,500
諸 負 債 35,000
資 本 金 6,000
剩 余 金 31,500
負債資本計 72,500

(3) P社によるS社株式80%の取得直後のB/S (上記)

S社への投資 5,190 現預金 5,190

(2) 第0年度S社のB/S

諸 資 産 8,300
諸 負 債 2,000
資 本 金 1,000
剩 余 金 5,300
負債資本計 8,300

(4) 第0年度 B/S連結仕訳

S社資本金 1,000 S社への投資 5,190
S社期首剰余金 5,300 少数株主持分 1,260
のれん 150

(5) 連結仕訳とは、連結消去仕訳のこと

(第1年度の開始仕訳)

(a) S社資本金 1,000	S社への投資 5,190	資本金 1,000	S社への投資 5,190
S社期首剰余金 5,300	少数株主持分 1,260	期首剰余金 7,300	少数持分 1,660
のれん 150		のれん 120	連結剰余金※ 1,570
(g) S社の当期純利益は200	P/L少数株主損益 400	※ 連結剰余金 第1年度増加分によるもの 2,000-400-30=1,570 第1年に稼いだもの	
P/L少数株主損益 400	B/S少数株主持分 400	7,300-1,570=5,730 相殺	
(h) P/Lのれん償却 30	B/Sのれん 30	(当期純利益欄の当期分連結純増減)	

第2年度 連 結 精 算 表

(連結第2年度)

科 目	個別財務諸表			連結消去仕訳								連 財 務 諸 表	
	P社	S社	合計	開始仕訳 (a) (第1年度末)	債権・債務の消去 (b)	内部取引高・未実現利益の消去				S社当期純利益の配分 (g)	のれんの償却 (h)		
						内部売上高の消去 (c)	商品に係る内部利益の消去(d)	備品売却に係る内部利益の消去(e) ※2	減価償却費に含まれる内部利益の実現(f)				
貸借対照表													
諸 資 産	168,010	20,000	188,010									188,010	
P 社 へ の 売 掛 金		20,000	20,000		(20,000)								
商 品	10,000		10,000				(1,000)					9,000	
備 品		5,000	5,000					(1,000)				4,000	
S 社 へ の 投 資	5,190		5,190	(5,190)									
の れ ん			120									90	
資 产 合 计	183,200	45,000	228,200	(5,070)	(20,000)		(1,000)	(1,000)				201,100	
諸 負 債	(59,700)	(33,200)	(92,900)									(92,900)	
S 社 か ら の 買 掛 金	(20,000)		(20,000)			20,000							
原 価 償 却 累 計 額		(500)	(500)									(400)	
少 数 株 主 持 分		0	(1,660)				200					(2,060)	
資 本 金	(6,000)	(1,000)	(7,000)	1,000								(6,000)	
剩 余 金	(97,500)	(10,300)	(107,800)	→ 5,730			→ 800	→ 1,000	→ (100)	→ 600	→ 30	(99,740)	
負 債 ・ 純 資 产 合 计	(183,200)	(45,000)	(228,200)	5,070	20,000		1,000	1,000	0	0	30	(201,100)	
損益計算書													
売 上	(300,000)	(100,000)	(400,000)			50,000						(350,000)	
備 品 売 却 益	(1,000)		(1,000)					1,000					
売 上 原 価	240,000	90,000	330,000			(50,000)	1,000					281,000	
販 売 費 ・ 管 理 費	20,000	7,000	27,000					(100)				26,900	
の れ ん 償 却												30	
少 数 株 主 損 益							(200)			600		400	
当 期 純 利 益	(41,000)	(3,000)	(44,000)			0	→ 800	→ 1,000	→ (100)	→ 600	→ 30	(41,670)	
利 益 剰 余 金													
期 首 残 高	(56,500)	(7,300)	(63,800)	5,730								(58,070)	
当 期 純 利 益	(41,000)	(3,000)	(44,000)				→ 800	→ 1,000	→ (100)	→ 600	→ 30	(41,670)	
期 末 残 高	(97,500)	(10,300)	(107,800)	— 5,730			— 800	— 1,000	— (100)	— 600	— 30	(99,740)	

(a) 第2年度の修正消去欄の仕訳(開始仕訳)

S社資本金 1,000 S社への投資 5,190
S社期首剰余金 7,300 少数株主持分 1,660
のれん 120 S社期首剰余金 1,570

(d) P社のS社仕入在庫10,000の未実現利益消去(アップストリーム)

P社原価 1,000 P社商品 1,000
少数株主持分(B/S) 200 少数株主損益(P/L) 200

(e) P社は備品(5年)4,000を5,000でS社へ売却 ※2

備品売却益 1,000 備品 1,000

(f) 過大償却分100を戻す(実現分)

減価償却累計額 100 販管費

(g) S社の利益の少数株主持分を計算する

少数株主利益(P/L) 600 少数株主持分(B/S) 600

(h) のれんの償却を行う

のれん償却 30 のれん 30

※1 2,000-400-30=1,570 第1年度に増の連結剰余金

※2 取引は消去しない(債権債務でない、損益取引でない)が、
内部利益は消去する

(b) 債権債務の相殺消去

S社からの買掛金 20,000 P社への売掛金 20,000

(c) S社からP社への商品売上50,000(利益10%)

S社売上高 50,000 P社売上原価 50,000

第3年度 連結精算表

(連結第3年度)

科 目	個別財務諸表			連結仕訳								連 務 諸 表	
	P社	S社	合計	開始仕訳 (a)	内部取引高・未実現利益の消去			S社当期純利益の配分 (g)	のれんの償却 (h)	剩余金処分の調整			
					内部売上高の消去 (c)	商品に係る内部利益の消去(d)	減価償却費に含まれる内部利益の実現(f)			受取配当金の振戻し(i)	配当金の調整(j)		
貸借対照表													
諸 資 産	191,510	51,900	243,410									243,410	
商 品	15,000		15,000	(1,000)			(500)					13,500	
備 品		5,000	5,000	(1,000)								4,000	
S 社 へ の 投 資	5,190		5,190	(5,190)								60	
の れ ん			90										
資 产 合 計	211,700	56,900	268,600	(7,100)			(500)			(30)		260,970	
諸 負 債	(69,700)	(39,900)	(109,600)									(109,600)	
原 価 償 却 累 計 額		(1,000)	(1,000)	100				100				(800)	
少 数 株 主 持 分		0	(2,060)			100		(1,000)				60	
資 本 金	(6,000)	(1,000)	(7,000)	1,000								(2,900)	
剩 余 金	(136,000)	(15,000)	(151,000)	→ 8,060	→ 400	→ (100)	→ 1,000	→ 30	→ (60)			(6,000)	
負債・純資産合計	(211,700)	(56,900)	(268,600)	7,100		500	0	0	30		0	(141,670)	
損益計算書												0	
売 上	(400,000)	(150,000)	(550,000)		60,000							(490,000)	
売 上 原 価	330,160	135,000	465,160		(60,000)	500						405,660	
販 売 費 ・ 管 理 費	30,080	10,000	40,080				(100)					39,980	
受 取 配 当 金	(240)		(240)									0	
の れ ん 償 却						(100)						30	
少 数 株 主 損 益							1,000					900	
当 期 純 利 益	(40,000)	(5,000)	(45,000)		0	---	400	---	(100)	---	30	---	
利 益 剰 余 金						---	(100)	---	1,000	---	240		
期 首 残 高	(97,500)	(10,300)	(107,800)	8,060								0	
減 少 高 :												(99,740)	
配 当 金	1,500	300	1,800									0	
当 期 純 利 益	(40,000)	(5,000)	(45,000)									1,500	
期 末 残 高	(136,000)	(15,000)	(151,000)	— 8,060	— 400	— (100)	— 1,000	— 30	— 240	— 0	— 0	(43,430)	

(a) 第3年度の修正消去欄の仕訳(開始仕訳)

S社資本金	1,000	S社への投資	5,190
S社期首剰余金	8,060	少数株主持分	2,060
のれん	90	商品	1,000
減価償却累計額	100	備品	1,000

(c) S社からP社への内部売上60,000(内部利益10%)

S社売上高	60,000	P社売上原価	60,000
-------	--------	--------	--------

(d) P社のS社仕入期末在庫15,000の未実現利益消去

(前期末仕入在庫10,000)			
売上原価	500	商品	500
少数株主持分(B/S)	100	少数株主損益(P/L)	100

(f) 償却資産に含まれる内部利益の実現

(過大償却分の戻し)			
減価償却累計額	100	販管費	100

(g) S社当期利益の少数株主持ち分の計算

少数株主利益(P/L)	1,000	少数株主持分(B/S)	1,000
-------------	-------	-------------	-------

(h) のれんの償却を行う			
のれん償却	30	のれん	30

(i) 受取配当金の二重利益排除(S社からのP社受取分)

受取配当金(P/L)	240	配当金(S/S)	240
------------	-----	----------	-----

(j) 受取配当金のS社の少数株主受取分

少数株主持分(B/S)	60	配当金(S/S)	60
-------------	----	----------	----

III 関連当事者の開示に関する会計基準

重要定義のチェック

(1) 設 定 (平成 18 年 10 月 17 日 ASBJ)

財務諸表の注記事項として関連当事者の開示について、その内容を定めることを目的とする。

(2) 必要性

会社と関連当事者との取引は、会社と役員との取引を含め、対等な立場で行われているとは限らず、会社の財政状態や経営成績に影響を及ぼすことがある。これらが、与えている影響を財務諸表利用者が把握できるように、適切な情報を提供する。

(3) 関連当事者との取引

会社と関連当事者との取引をいい、**対価の有無にかかわらず、資源若しくは債務の移転、又は役務の提供**をいう。

(4) 関連当事者

ある当事者が他の当事者を**支配**しているか、又は、他の当事者と**財務上及び業務上の意思決定**に対して**重要な影響力**を有している場合の当事者等をい、①親会社、②子会社、③財務諸表作成会社と同一の親会社をもつ会社、④財務諸表作成会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社（「**その他の関係会社**」）並びに当該**その他の関係会社の親会社及び子会社**、⑤関連会社及び当該関連会社の子会社、⑥財務諸表作成会社の主要株主及びその近親者、⑦財務諸表作成会社の役員及びその近親者、⑧親会社の役員及びその近親者、⑨重要な子会社の役員及びその近親者、⑩⑥から⑨に掲げる者が**議決権の過半数**を自己の計算において所有している会社及びその子会社、⑪従業員のための企業年金をいう。

(5) 主要株主

保有態様を勘案した上で、自己又は他人の名義をもって総株主の議決権の**10%以上**を保有している株主をいう。

(6) 役員

取締役、会計参与、監査役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。

(7) 近親者

二親等以内の親族（配偶者、父母、兄弟、姉妹、祖父母、子、孫及び配偶者の父母、兄弟、姉妹、祖父母並びに兄弟、姉妹、子、孫の配偶者）をいう。

(8) 図 解

(9) 開示内容

(No.7130／ 関連当事者との取引)

会社名 _____

日付：

担当者：

事業年度 _____

予定時間 _____

承認者：

監査場所 _____

実際時間 _____

監査要点						監査手続	日付 サイン
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示		
	○					1. 関連当事者との取引の調査に係る管理体制が適切に整備され、有効に運用されることにより、関連当事者取引が適切かつ網羅的に把握されていることを確かめるため、質問及び関連文書の閲覧を行う。	
○	○	○				2. 関連当事者の範囲が適切であることを確かめる。 (株主、取締役、重要な契約書など)	
○	○	○	○	○		3. 関連当事者取引の集計表を入手し、関連証憑と突合するなど、妥当性を検討する。	
○	○	○	○	○		4. 当期発生額について前年同期と比較し、著しい増減の有無及びその理由が、会社の経営環境等に照らして合理的であることを確かめる。	
					○	5. 財務諸表注記における関連当事者取引の開示が、財務諸表等規則様式第1号及び関連する委員会報告等に照らして適切であることを確かめる。	

留意事項

1. 関連当事者のチェックリストの利用と会社の理解のチェック。
2. 関連当事者の属性による区分は妥当か。
3. 関連当事者との取引条件は妥当なものか。

調書No.

山内公認会計士事務所

IV 連結納税

(1) 連結納税制度の目的

平成14年度税制改正により導入された制度である。

企業グループの一体性に着目し、あたかも一つの法人であるかのように捉えて損益を通算した上で、法人税を課税する仕組みである。

これは、企業グループの事業と課税を、法人単位のみを捉えて行うことなく、企業グループ全体を一体として取扱うことが、企業活動の実態にも沿っており、課税の公平を図ることになるからである。

(2) メリットとデメリット

①企業グループ内の損益の通算

財務省の試算によれば、損益通算による企業側のメリットは約8,000億円にのぼるとされている。

②未実現利益の繰延べ

グループ会社間の収益取引において最終の外部売上において課税が起きる。即ち、課税の時期が遅くなる。

③子法人の固定資産などの時価評価

連結初年度、あるいは連結グループへ加入時には、子法人の固定資産などの直前事業年度末での時価評価が必要である。(除、組織再編税制の適格要件を満たすもの)

④連結親法人に多額の欠損金があり、かつ、連結子法人において課税所得が発生する見込である企業グループに節税効果がある。

(3) 制度の適用範囲

①100%子会社のすべてに導入する。(除、外国法人)

②他の内国法人(普通法人または協同組合等)に発行済株式のすべてを保有している法人は除く。内国法人の100%子法人は連結親法人にはならない。

③出口のない制度と言われており、いったん選択した後は取り止めることはできない。

(4) 申告期限等

①連結事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内(2ヶ月内の延長申請可能)

②住民税、事業税、消費税等の税目については、それぞれの個別法人において確定申告を行う。

(5) 連結納税グループ内における税金の精算

黒字子法人 …… 親法人に向けて子法人が負担する (親法人が赤字の場合)
 赤字子法人 …… 親法人から子法人が受取る (親法人が黒字の場合)

(法人税率 30%として)

	(ケース 1)			(ケース 2)		
	所得(1)	課税(1)		所得(2)	課税(2)	
親 P 社	1,000	300 (支払)		1,000	300 (支払)	
子 A 社	300	90 (支払)		300	90 (支払)	
子 B 社	△500	△150 (受取)		△3,000	△390 (受取)	
所 得	800			△1,700		
納 付		240			0	

(ケース 3)

親 P 社	△1,000	△300 (受取)
子 A 社	300	90 (納付)
子 B 社	2,000	600 (納付)
所 得	1,300	
納 付		390

計算の全体チェック (105)

日付 :
担当者 :

	説明	A社	B社	C社	D社	合計	内容	チェック事項	結果
	税引前当期純損益(a)	500	300	△200	0	600	確定決算値 A,B黒、C赤		

連結所得金額の調整

1	単体ベースで計算する所得調整 減価償却費の損益算入限度超過額(b) →	200	100	—	0	300	減価償却費 諸引当金
2	連結ベースで計算する所得調整 寄附金の損金不算入額の調整(c) ←	—	50	50	0	100	一般寄付金 受取配当金、交際費(資) B200、C200 寄附金(連)(試)(控)
3	連結納税特有の所得調整 グループ内譲渡損益の繰延(d)	200	—	—	0	200	Aが簿価300の土地を 譲渡損益修正 Cへ100で売却
	仮計 (e)=(a)+(b)+(c)+(d)	900	450	△150	0	1,200	
4	連結欠損金当期控除額の算定 連結前欠損金の当期控除額(f) ←	△50	△250	—	0	△300	連結前欠損金 A△50、B△250
5	連結所得金額の算定 (g)=(e)+(f)	850	200	△150	0	900	
6	連結法人税額(税額控除前)の算定 (h)=(g)×30%	255	60	△45	0	270	親法人の税率 30%

連結法人税額の調整

連結法による税額の調整							
	単体ベースで計算する税額調整 設備投資に係る税額控除(i) →	—	△20	—	0	△20	情報基盤強化設備等 B△20 B個別135、連結270のため
8	連結ベースで計算する税額調整 試験研究費に係る税額控除(j) ←	△55	△20	—	0	△75	研究開発費 A△55、B△20 税額基準A40、B40を合算比較 所得税額、外国税額 留保金課税、試験研究費
9	納付すべき連結法人税額の算定 (k)=(h)+(i)+(j)	200	20	△45	0	175	

→単体から、←按分計算

10	法人税納付 A の未払法人税 B " " C "	200 未払△200	20 未払△20	△45 未収 45	0	175
11	法人住民税					
12	法人事業税					

個別帰属額の計算の過程 (146)

日付 :
担当者 :

(単位: 百万円)

項目	計算	A社	B社	C社	合計	説明	チェック	
第1期所得金額	A	△450	△300	△150	△900	A,B,Cとも赤字		
第0期分	連結欠損金(B社分又は特定連結欠損金)	B	△200	△100	—	△300	0期の繰欠	
第1期分	連結欠損金個別帰属額(うち特定分)	C=A	△450	△300	△150	△900	1期の△900の各社発生	
第1期末の個別帰属額合計額	D=B+C	△650	△400	△150	△1,200	第1期末の繰欠		

第2期所得金額	E	△160	100	△240	△300	A,C赤、B、所得△300	
第2期分	連結欠損金個別帰属額 ←	F	△120	0	△180	△300	2期の赤をA,Cに按分
第1期分	連結欠損金個別帰属額	G=C	△450	△300	△150	△900	1期の繰欠
第0期分	連結欠損金(B社分又は特定連結欠損金)	H=B	△200	△100	—	△300	0期の繰欠
第2期末個別帰属額合計額	I=F+G+H	△770	△400	△330	△1,500	連結2期末の繰欠合計	

第3期所得金額	J	300	300	300	900	A,B,Cとも黒字	
第0期分	(特)連結欠損金繰越控除額	K	—	△100	—	△100	0期の(特)△100控除
第0期分	(特)連結欠損金繰越控除額後所得金額	L=J+K	300	200	300	800	控除後3期所得 800
第0期分	(非)連結欠損金繰越控除額	M	△200	—	—	△200	0期の(非)△200控除
第0期分	(非)連結欠損金繰越控除後所得金額	N=L+M	100	200	300	600	控除後3期取得 600
第1期分	連結欠損金繰越控除額 ←	O	△300	△200	△100	△600	1期G△900の△600を按分
第3期連結欠損金控除後課税所得	P=N+O	△200	0	200	0	控除後3期所得 0	
第2期分	連結欠損金個別帰属額	Q=F	△120	0	△180	△300	2期の繰欠
第1期分	連結欠損金個別帰属額 ←	R=G-O	△150	△100	△50	△300	1期G△900の△300を按分
第3期末の個別帰属額合計額	S=Q+R	△270	△100	△230	△600	3期末の繰欠合計	

特定連結欠損金 : 各社の個別所得の範囲内で控除可能 (H22改正)

非特定連結欠損金 : 連結グループ全体の所得から控除可能

“60秒でサッと読みます”

連結納税の効果



(仕事に役立つ新しい会計 6)

平成 24 年 2 月 15 日 (水)

連結納税とは、企業グループの納税をグループ単位で行う、つまりグループ親会社がまとめて申告、納税することである。推計値のようであるが、約 3 年前の連結納税による節税額は 8 千億円という。連結納税を実施している企業グループは約 800 ということであったから、1 グループ当たり約 10 億円の節税額となる。また、当時の法人税収約 7 兆円と比較すると 10% を超えていることになる。ある意味では法人税上の最大の節税策と言える。

連結納税の実際とそのメリットはかくの如くであるが、要するに企業グループ内において、黒字会社と赤字会社の損益を相殺することである。即ち、企業グループとしての適切な納税を実施できることになる。このような連結納税を超えて、企業グループの経済活動の実態を開示する連結財務諸表は、個別財務諸表のみでは把握し得ない企業グループの経営実態を適切に表示する。それによって親会社の株主は出資の運用状況の全貌を把握することができる。また、経営者や利害関係者は全体的な財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況により適切な意思決定が可能となる。要するに、グループ全体としてスピーディーな意思決定と経営ができることになる。

平成 14 年に創設された連結納税制度は、繰越欠損金の引継ぎ制限、連結付加税制度など当初から使用しにくい制度と言われ、特定の企業のみが利用している制度と見られていた。ところが、平成 22 年度の税制改正により、申請期限の短縮や切捨てとなっていた子会社の加入前繰越欠損金の引継ぎが条件付ではあるが認められ、単体納税との比較で不利であった点などが大幅に改善された。このため、平成 23 年からこれを利用する企業グループが大幅に増加することが期待されている。

企業グループの一体的経営の実態に合った課税であり、これを戦略的に活用することによって、当初赤字が予想される新規事業を営むグループ会社の事業を助け、事業の失敗等による欠損状態の子会社の経営を建て直したり、親会社の繰越欠損金をグループ子会社の利益と通算（相殺）することによって適切な納税ができる。併せて、連結開始時の時価評価を通じて含み損失の除去も可能となるし、総じてグループ繰越欠損金の早期解消など企業体質の改善と強化を図る機会となるとともに、所得調整や税額控除の拡大等も期待できる。企業経営は、人、物、金の有効活用である。益々ソフト化、精緻化する税務や会計のためにも経営資源の有効活用の一貫として連結納税や連結決算を活用してみてはどうだろうか。企業が経営の活性化を通じて、長期的には日本経済の活性化にもなるのではないだろうか。

4-1 課 稅 状 況

Statistics of Taxation

(1) 現事業年度分の課税状況

Statistics of taxation for current accounting period

(単位：百万円)
(In millions of yen)

区分 Type		法定事業年度分 For statutory accounting period		清算確定分 For determined liquidation		税額合計 Total of amount of tax
		所得金額 Amount of income	税額 Amount of tax	所得金額 Amount of income	税額 Amount of tax	
平成16年分	2004	40,858,970	10,726,880	14,001	3,729	10,730,609
17	2005	45,664,941	11,893,253	64,388	17,167	11,910,420
18	2006	54,221,592	13,863,872	38,357	10,045	13,873,917
平成19年度	2007	58,103,513	14,308,865	22,496	5,907	14,314,773
20	2008	37,168,125	9,473,747	40,533	10,797	9,484,544
21	2009	33,259,219	8,552,759	15,922	4,174	8,556,933
内国法人	Domestic corporation					
普通法人	Ordinary corporation	29,180,871	7,729,925	13,561	3,685	7,733,610
人格のない社団等	Association without judicial personality, etc.	11,289	2,385	-	-	2,385
協同組合等	Cooperative association, etc.	1,194,078	240,140	2,362	489	240,628
公益法人等	Corporation in public interest	236,817	49,336	-	-	49,336
外国法人	Foreign corporation	335,502	96,415	-	-	96,415
小計	sub total	30,958,558	8,118,201	15,922	4,174	8,122,375
連結法人	consolidated corporation	2,300,661	434,558	-	-	434,558
合計	Total	33,259,219	8,552,759	15,922	4,174	8,556,933

調査対象等： 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に終了した事業年度分について、平成22年7月31日までに申告のあった事績及び平成21年7月1日から平成22年6月30日までの間に処理した事績を、「法人税事務整理表（申告書及び決議書）」に基づいて作成した。

(注) 1 平成18年分以前については、各年2月1日から翌年1月31日までの間に終了した事業年度を調査対象としている。

2 平成19年度分以降においては、既往事業年度（各年3月31日以前に終了した事業年度）に係る申告で各年8月1日から翌年7月31日までの間に提出されたもののうち、提出期限の延長等による期限内申告分を現事業年度分に含めている。

用語の説明： 1 「清算確定分」欄の所得金額とは、法人が解散した場合における残余財産の価額が解散時における資本金額等を超える金額のことである。

2 税額とは、所得、留保及び土地譲渡利益に対する税額から、所得税額、外国税額などの控除額を差引いた税額をいう。

3 連結申告を行った法人（以下「連結法人」という。）に係る事績については連結法人として分類した。

Subject of survey, etc.: This table shows the actual status of taxation for the accounting period which ended between April 1, 2009 and March 31, 2010 according to returns filed until July 31, 2010 and cases processed between July 1, 2009 and June 30, 2010 based on "Administrative documents for corporation tax (returns and resolutions, etc.)".

Note: 1 Figures before 2006 show the status of taxation for the accounting period which ended between February 1 of each year and January 31 of the next year.
2 Figures after 2007 for returns of which accounting period are before March 31 of each year and due dates of which are between August 1 of each year and July 31 of the next year are totaled as figures for current accounting period.

Terminology: 1 "Amount of income" in the column "For determined liquidation" means the part of value of remaining assets after liquidation which exceeds amount of capital at the time of liquidation.

2 "Amount of tax" means amount of tax on income, retained earnings and capital gains from land transfer minus deductions such as amounts of income tax, foreign tax, etc.

3. The results for corporations that adopted the consolidated declaration system (hereinafter "consolidated corporations") are listed under "consolidated corporations."

(2) 既往事業年度分の課税状況

Statistics of taxation for preceding accounting periods

区分 Type		事業年度数 Accounting period		所得金額(百万円) Amount of income		税額(百万円) Amount of tax	
		うち内国 普通法人	うち内国 普通法人	うち内国 普通法人	うち内国 普通法人	うち内国 普通法人	うち内国 普通法人
法 事 業 年 度 分 定 事 業 年 度 分 For statutory accounting period	申告額 Amount of Self-assessee	104,969	99,636	630,246	585,811	183,527	174,345
	処理による増差税額のあるもの Case of tax amount increase by disposition	1,586	1,524	519,183	475,286	151,644	138,500
	処理による減差税額のあるもの Case of tax amount reduction by disposition	21,109	20,042	△ 265,754	△ 224,775	△ 230,541	△ 198,831
清 算 確 定 分 For determined liquidation	申告額 Amount of Self-assessee	9	9	51	51	14	14
	処理による増差税額のあるもの Case of tax amount increase by disposition	-	-	-	-	-	-
	処理による減差税額のあるもの Case of tax amount reduction by disposition	8	8	△ 27	△ 27	△ 28	△ 28
諸 加 算 税 additional tax		-	-	-	-	41,179	39,723
税額合計 total amount of tax		-	-	-	-	145,795	153,723

調査対象等： 平成21年3月31日以前に終了した事業年度分について、平成21年8月1日から平成22年7月31日までに申告のあった事績及び平成21年7月1日から平成22年6月30日までの間に処理した事績を、「法人税事務整理表（申告書及び決議書）」に基づいて作成した。（提出期限の延長等による期限内申告分を除く。）

Subject of survey, etc.: This table shows the actual status of taxation for the accounting period which ended before March 31, 2009 filed until July 31, 2010 and cases processed between July 1, 2009 and June 30, 2010 based on "Administrative documents for corporation tax (returns and resolutions, etc.)". Except for returns of which accounting period are before March 31 of each year and due dates of which are between August 1 of each year and July 31 of the next year.

(3) 法人数等の状況

Statistics of the number of corporations, etc.

区 分 Type	法 人 数 (平成22年6月30 日現在) Number of corporations (as of June 30,2009)	申告法人数 Number of corporations those filed returns.	所 得 金 額 Amount of income						
			事業年度数 合計 Total number of accounting periods		利 益 Profit	欠 損 Loss			
			事業年度数 Number of accounting periods	金 額 Amount of profit	事業年度数 Number of accounting periods	金 額 Amount of loss			
内 國 法 人 Domestic corporation 法 人	普通 法人 Ordinary corporation	会 社 等 Company, etc.	2,839,083	2,574,138	2,593,502	638,661	28,393,170	1,954,841	23,443,203
		うち 特定目的会社 Specific purpose company	1,403	1,382	1,655	610	4,691	1,045	292,367
		企 業 組 合 Business cooperative	1,843	1,737	1,756	481	2,374	1,275	2,549
		医 療 法 人 Medical corporation	45,618	45,079	45,277	22,963	784,963	22,314	159,660
		(旧) 中 間 法 人 (Former) Immediate corporation	263	756	806	127	364	679	667
	協 同 組 合 等 Cooperative association, etc.	小 計 Subtotal	2,886,807	2,621,710	2,641,341	662,232	29,180,871	1,979,109	23,606,079
		人 格 の な い 社 団 等 Association without judicial personality, etc.	13,042	12,912	12,969	5,784	11,289	7,185	17,447
		農業協同組合及び同連合会 Agricultural cooperative association and Federation of agricultural cooperative associations	3,179	3,174	3,198	1,742	635,157	1,456	25,193
		消費生活協同組合及び同連合会 Consumers' cooperative society and Federation of consumer's cooperative societies	683	700	707	355	96,012	352	16,035
		中小企業協同組合 (企業組合を除く) Small and medium-sized enterprises' cooperative (except for joint enterprise cooperative)	16,713	16,935	17,031	9,048	51,171	7,983	28,823
	公 益 法 人 Corporation in public interest	漁業生産組合、漁業協同組合及び同連合会 Fishermen's production cooperative, Fishermen's cooperative association and Federations of fishermen's cooperative associations	2,027	2,103	2,140	927	11,350	1,213	19,800
		森林組合及び同連合会 Forestry cooperative and Federations of forestry cooperatives	3,230	3,189	3,204	1,389	7,157	1,815	2,402
		そ の 他 Others	21,050	20,474	20,602	10,465	393,232	10,137	172,191
		小 計 Subtotal	46,882	46,575	46,882	23,926	1,194,078	22,956	264,444
		外 国 法 人 Foreign corporation	45,490	44,012	44,091	19,897	236,817	24,194	260,861
小 計 sub total		5,800	4,768	4,850	1,540	335,502	3,310	401,430	
連 結 法 人 Consolidated corporations		—	833	844	272	2,300,661	572	2,419,757	
合 計 Total		2,998,021	2,730,810	2,750,977	713,651	33,259,219	2,037,326	26,970,018	

調査対象等：「(1)現事業年度分の課税状況」のうち、法定事業年度分について示した（「法人数」欄を除く。）。

(注) 1 「法人数」には、連結親法人及び子法人の数を含んでいる。また、清算中の法人は含まれていない。

2 「申告法人数」については、確定申告のあった事業年度数を法人単位に集約した件数を示した。また、連結申告を行った法人は1グループを1社として集計している。

3 「事業年度数合計」は、法定事業年度分に係る確定申告の件数を示した（清算確定分を除く。）。

4 「所得金額」の金額は、申告に係る事績のほか処理に係る事績（更正・再更正及び決定による所得の増減額）を含んでいる。

Subject of survey, etc.: This table show the statutory accounting periods in "(1) Statistics of taxation for current accounting period (except for the column "Numbers of corporations").

Note: 1 "Number of corporations" includes figures for parent corporations and subsidiaries those adopted the consolidated declaration system. And it doesn't include figures for corporations in the process of liquidation.
 2 "Number of corporations those filed returns" shows number of accounting periods which is gathered to each corporations. And one consolidated corporation group is totaled as one corporation.
 3 "Total number of accounting periods" shows number of final returns for statutory accounting periods (Except for the number of accounting period for determined liquidation). And number of total returns including returns for determined liquidation is 2,809 thousand.
 4 "Amount of income" includes figures which is based on cases (correction, recorrection and determination) other than figures based on returns which are filed by taxpayers.

(4) 加算税の状況

Statistics of additional tax

区 分 Type	過 少 申 告 加 算 税 Additional tax for understatement		無 申 告 加 算 税 Additional tax for failure to file		重 加 算 税 Additional tax for fraud case		計 total	
	件 数 Number of case	金 額 Amount of additional tax	件 数 Number of case	金 額 Amount of additional tax	件 数 Number of case	金 額 Amount of additional tax	件 数 Number of case	金 額 Amount of additional tax
	Case	百万円 Million yen	Case	百万円 Million yen	Case	百万円 Million yen	Case	百万円 Million yen
平成16年分 2004	75,790	5,976	8,129	1,145	38,774	27,400	122,693	34,521
17 2005	82,777	25,838	7,984	1,500	43,844	26,040	134,605	53,378
18 2006	82,908	28,337	8,036	2,421	48,607	30,250	139,551	61,008
平成19年度 2007	83,638	26,501	7,798	902	49,465	32,252	140,901	59,655
20 2008	81,008	17,641	7,047	513	48,917	30,711	136,972	48,865
21 2009	69,881	18,844	6,128	1,003	44,921	25,507	120,930	45,354
本 年 分 For the current year	18,986	1,534	1,503	85	6,362	2,556	26,851	4,175
うち内国普通法人 Domestic ordinary corporation	18,869	1,519	1,381	76	6,348	2,553	26,598	4,148
既往年分 For the past year	50,895	17,310	4,625	918	38,559	22,951	94,079	41,179
うち内国普通法人 Domestic ordinary corporation	48,358	16,522	3,357	526	38,107	22,675	89,822	39,723
計 Total	69,881	18,844	6,128	1,003	44,921	25,507	120,930	45,354

調査対象等：平成21年7月1日から平成22年6月30までの間に処理した事績を示した。

Subject of survey, etc.: This table shows the status of taxation for additional tax which were processed between July 1,2009 and June 30,2010.